

平成 26 年 8 月 21 日

江戸川区長
多田 正見 様

公共事業改革市民会議
代表 橋本 良仁

**「江戸川高規格堤防整備事業」と一体の
「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する
公開質問書（その 6）**

江戸川区は、多くの反対の声を無視して、7月3日から事業予定地の直接施行（住居の強制取り壊し）を開始しました。残りの住居についても、予断を許さない状況が続いています。

現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちに対する江戸川区のやり方はあまりにもむごいと言わざるを得ません。

私たちはそのように公権力を行使した強制立ち退きから地元住民の生活を守らなければと考え、昨年9月30日以降、江戸川区に対して、『江戸川高規格堤防整備事業』と一体の『北小岩一丁目東部土地区画整理事業』に関する公開質問書を五度提出してきました。

本事業はすでに当初の予定より大幅に遅れ、2016年5月完成見込みは現実性を失っているにもかかわらず、江戸川区がなぜ、これほどまでに強硬姿勢を取り続けるのか、理解することができません。

このような状況において、私たちは地元住民の生活を守るため、江戸川区に対して下記のとおり、6回目の公開質問書を提出することにしました。真摯にお答えくださるよう、お願いします。

1 江戸川区長のインタビュー記事（1） —北小岩1丁目のスーパー堤防の意味—

多田区長は本事業に関して朝日新聞記者のインタビューを受けました。その一問一答が7月26日の朝日新聞デジタル版に掲載されています。

朝日新聞の記事

「記者：なぜスーパー堤防に着目しましたか。とても時間がかかって無駄だという指摘を

どう思われますか。

区長：江戸川区は区の面積の7割が海拔ゼロメートルの低地帯です。水から守るためには壊れないスーパー堤防しかない。絶対なくてはならない。われわれは1947年のキャサリン台風で（利根川の堤防が）決壊した悲しい歴史をもっています。キティ台風がその2年後に来て、再び江戸川区が大変な被害を受けました。地域を守るためにはそういうものしかありません」

この答えに関連して以下、質問します。

（１）江戸川下流部におけるスーパー堤防計画区間

国土交通省による江戸川下流部のスーパー堤防計画区間は左岸、右岸それぞれ何kmであるかを示してください。

私たちの入手資料では左岸約8km、右岸約14kmで、合わせて22kmとなっていますが、この数字に誤りはないでしょうか。

（２）江戸川下流部におけるスーパー堤防の整備済み区間

江戸川下流部のスーパー堤防の整備済み区間は左岸、右岸それぞれ何kmであるかを示してください。

私たちの入手資料では妙典地区1,100m（市川市）、市川南地区200m（市川市）、柴又公園地区90m（葛飾区）、水元公園地区（葛飾区）200mで、左岸1.3km、右岸0.3kmとなっていますが、この数字に誤りはないでしょうか。

（３）北小岩1丁目のスーパー堤防120mの整備に要する費用

北小岩1丁目のスーパー堤防120mの整備に要する費用は川表の整備も含めて総額何億円であるかを明らかにしてください。

私たちの入手資料では、川裏側が現事業計画で43億円、川表側も含めると、47億円ですが、この数字に誤りはないでしょうか。

（４）江戸川下流部のスーパー堤防計画区間の整備に要する費用

上述のとおり、私たちの入手資料によれば、スーパー堤防計画区間は左右両岸で22km、整備済み区間は左右両岸で1.6kmであり、北小岩1丁目のスーパー堤防120mの整備に要する費用は47億円です。

以上の数字を前提にすると、江戸川下流のスーパー堤防計画区間において未整備の区間の長さは20.4km、北小岩1丁目スーパー堤防の1mあたりの整備単価は約4,000万円になります。

これらの数字から江戸川下流部のスーパー堤防計画区間の整備に今後必要な費用を推定すると、次のようになります。

20.4 km × 4,000 万円/m = 約 8,000 億円

これは推定の数字ですが、この程度の費用がかかることは間違いないと思います。

約 8,000 億円という超巨額の公費を江戸川下流部だけに注ぎ込むことが可能であるのか、区長の見解を示してください。

(5) 利根川・江戸川河川整備計画の整備費用と比較して

昨年 5 月に利根川と江戸川の本川（直轄区間）を対象とした利根川・江戸川河川整備計画が策定されました。これは利根川と江戸川の本川において今後 30 年間に実施する河川整備の内容を示したのですが、総費用は 8,600 億円であり、スーパー堤防事業は含んでいないと、関東地方整備局は説明しています。

利根川と江戸川の本川全体で 8,600 億円ですから、江戸川下流部総延長 22 km のスーパー堤防の整備だけにさらに上記の 8,000 億円程度の公費が投じられる可能性はゼロであると言っても過言ではありません。江戸川下流部のスーパー堤防整備は所詮は絵に描いた餅でしかありません。

このことについて区長の見解を示してください。

(6) わずか 120m の「点」のスーパー堤防を整備する意味について

スーパー堤防は連続して整備することによってはじめて治水対策としての意味を持ちます。上述のとおり、江戸川下流部 22 km のスーパー堤防の整備は机上のプランに過ぎず、実現性がありません。その中で、北小岩 1 丁目のスーパー堤防はわずか 120m しかなく、「点」の整備でしかありません。このような「点」のスーパー堤防の整備が治水対策としてどのような意味を持つのか、詳しく説明してください。

(7) 北小岩一丁目地区を江戸川スーパー堤防予定地として優先的に選択した理由

北小岩一丁目地区は地盤も低くなく、また、この地点付近の江戸川は流下能力の不足もなく、この地区を江戸川スーパー堤防予定地として優先的に選択した理由がわかりません。その理由を明らかにしてください。

(8) 区長の話『水から守るためには壊れないスーパー堤防しかない。絶対なくてはならない』について

以上の事実を踏まえれば、区長の話『水から守るためには壊れないスーパー堤防しかない。絶対なくてはならない』は実現性が全くない話を語っているにすぎません。実現性ゼ

ロの話で、スーパー堤防の必要性を語られ、治水対策上意味を持たない「点」のスーパー堤防の整備のために、地元住民は終の棲家から追い立てられようとしているのですから、やりきれたものではありません。

このことについて区長の見解を示してください。

(9) はるかに安価な堤防強化工法の採用について

スーパー堤防という金食い虫の工法ではなく、費用がはるかに安く済む堤防強化工法があります。鋼矢板やソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置するハイブリッド堤防です。スーパー堤防のように沿川住民の負担を伴うこともありません。国土交通省がつくったスーパー堤防の制度により、当該自治体、江戸川区が「直接施行」という「苦しい決断」(区長発言)を余儀なくされ、住民との軋轢を生んでいる実態を国土交通省に伝え、このような代替案の検討を求めるべきです。

このことについて区長の見解を示してください。

2 江戸川区長のインタビュー記事(2) ー住民への誠意ある対応についてー

朝日新聞のインタビュー記事で区長は次のように答えています。

「記者：区長自身が説得に乗り出す考えはありますか。

区長：あり得るかもわかりませんが、不毛な会見だったらしょうがないわけで、状況によって考えるということです。」

この答えに関連して以下、質問します。

(1) 区長発言「不毛な会見だったらしょうがないわけで」とは？

まず、区長発言「不毛な会見だったらしょうがないわけで」の意味を説明してください。

この区長発言を字義通りにとれば、区長がご自身の責任をどのように自覚しておられるのか、疑問を持たざるを得ません。区長が今なすべきことは結果がどうであろうと、自らが精一杯の誠意をもって地元住民に接することです。なぜ、それができないのでしょうか。

このことについて区長の考えを示してください。

(2) 地元住民への謝罪の気持ちは？

事業予定地に現在住んでいる方のほとんどは健康状態が決してよろしくありません。その原因の一つとなっているのは、江戸川区の強引なやり方で心身とも疲れ切っていることにあります。江戸川区が本当に誠意ある対応を当初から示していれば、事態は変わってい

たかかもしれません。江戸川区は地元住民に対して今までの対応と進め方について心から謝罪すべきです。

このことについて区長の考えを示してください。

3 事業計画の変更を行う理由について

江戸川区は今年1月下旬に本事業の事業計画変更の手続きを開始し、2月に東京都に事業計画変更案を提出しましたが、その認可が出るのは早くても来年3月以降のことです〔注〕。この事業計画変更に関してあらためて質問します。

〔注〕事業計画変更の今後の見通し

9月3日の東京都都市計画審議会で、この変更案についての意見と口頭陳述の扱いについて審議されます。その後、口頭陳述、速記録の作成、江戸川区による見解書の作成を経て、本事業の計画変更の是非について再度、東京都都市計画審議会による審議が行われます。意見が不採択の場合は江戸川区が東京都に計画変更の認可申請を行い、東京都が認可します。このように、これから踏むべき経過を考えると、事業計画変更の認可にまで至るのは、早くても来年3月以降のことになります。

(1) 事業計画の変更内容について

今回の事業計画変更の内容をあらためて説明してください。

(2) 地積内訳および資金計画の変更以外の変更について

私たちが事業計画変更案を読む限りでは、地積内訳および資金計画の変更以外で変更される重要な項目は次のとおり、造成計画と事業執行期間であると考えられますが、その解釈に誤りはないでしょうか。誤っていれば、正しい解釈を示してください。

現事業計画

「造成計画

本地区周辺部との高低差を解消し、防災機能の向上や宅地の利用増進を図るため、盛土整備を行う。

事業施行期間

自 平成23年5月17日(認可公告の日)

至 平成28年3月31日

」

今回の事業計画変更案

「造成計画

国土交通省が施行する高規格堤防整備事業との共同実施になったことを受け、高規格堤防整備事業の施行範囲については、同事業により造成した高規格堤防の上に本事業による造成を行う。

事業施行期間

自 平成 23 年 5 月 17 日(認可公告の日)

至 平成 29 年 3 月 31 日

」

(3) 事業執行期間の 1 年間延長について

上記のとおり、事業計画変更により、事業執行期間は 2016 年 3 月 31 日から 2017 年 3 月 31 日へ 1 年間延長されることになっています。これは完成が遅れることを見込んだからだと考えられますが、この延長に伴って、2016 年 5 月完成見込みがどのように変わるかを明らかにしてください。もし変わらないとするならば、変わらない理由を説明してください。

(4) 事業計画変更を行う理由

(2) で示したように、地積内訳および資金計画の変更以外で変更される重要な項目は造成計画と事業執行期間であると考えられます。造成計画の内容の変更は土盛工事の事業主体を土地区画整理事業者である江戸川区から国土交通省に変更するものです。

ところが、国土交通省は本事業の部分盛り土工事を行うため、6 月に奥村組土木興業(株)と工事契約を結びました。工期は来年 3 月 24 日となっています。しかし、国土交通省による工事が、土地区画整理法に基づく事業計画として可能となるのは、事業計画変更が認可されてからであり、認可されていない段階で国土交通省が土盛り工事に着手することは、土地区画整理法に抵触することになります。

事業計画変更前でも国土交通省が土盛り工事を行うことができるならば、事業計画を変更する意味がありません。事業計画を変更する理由をあらためてご説明ください。

4 これからのことについて

以上のことを踏まえて、江戸川区に対して次の 3 点を求めます。この 3 点について区長の見解を示してください。

(1) 完成工期の延期を仮住居へ移転中の住民に説明すること

江戸川区は、強硬姿勢を取る理由として、仮住居へ移転中の住民に対して2016年5月には戻れることを約束しているからだと繰り返し述べていますが、2016年5月完成予定の計画はすでに破綻しています。現実は無理な計画にこだわることは無意味なことです。仮住居へ移転中の住民に完成工期の延期を説明すべきです。

(2) 事業計画変更の認可までは、脱法行為となる国土交通省の部分盛り土工事にストップをかけること

3で詳述したように、事業計画変更が認可されるまでは、土盛り工事の事業主体は江戸川区であって、国土交通省が部分盛り土工事に着手すれば、それは土地区画整理法に抵触する行為になりますので、ストップをかけることが必要です。

(3) 地元住民と誠意を持った話し合いを行うこと

ここまで事態がこじれば、江戸川に残された道は、強権を発動するのではなく、地元住民に対して今までの非礼を詫び、そのうえで今後のことについて誠意をもって徹底した話し合いを行うことしかありません。

以上

本件についてのお問い合わせ先
公共事業改革市民会議・事務局（遠藤）
TEL&FAX : 045-877-4970
Mail : jimukyoku@stop-kyoujinka.jp
HP : <http://stop-kyoujinka.jp/>